

平成17年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成17年9月13日（火曜日）
午前10時10分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第17号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第18号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第19号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第20号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第21号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第22号 定期監査報告
- 第12 議案第49号 美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
- 第13 議案第50号 美唄市水防協議会条例及び美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 第14 議案第51号 美唄市火災予防条例の一部改正の件
- 第15 議案第54号 美唄市ふれあいセンター条例の一部改正の件
- 第16 議案第55号 美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件
- 第17 議案第52号 契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事）
- 第18 議案第53号 契約締結の件（美唄市一般廃棄物最終処分場埋立前処理施

設建設工事）

- 第19 議案第56号 契約締結の件（美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）1工区）
- 第20 議案第57号 契約締結の件（美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）2工区）
- 第21 議案第58号 美唄市行政手続条例の一部改正の件
- 第22 議案第59号 アルテ ピアッツァ 美唄設置条例の一部改正の件
- 第23 議案第60号 美唄市営温水プール条例の一部改正の件
- 第24 議案第61号 美唄市共同浴場設置条例の一部改正の件
- 第25 議案第62号 美唄市火葬場条例の一部改正の件
- 第26 議案第63号 美唄市ごみ処理センター設置条例の全部改正の件
- 第27 議案第64号 美唄市立し尿処理場設置条例の全部改正の件
- 第28 議案第65号 美唄市立生活館条例の一部改正の件
- 第29 議案第66号 美唄市地域福祉会館条例の一部改正の件
- 第30 議案第67号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件
- 第31 議案第68号 美唄市東地区生活支援センター条例の一部改正の件
- 第32 議案第69号 ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件
- 第33 議案第70号 美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件
- 第34 議案第71号 美唄市営農改善センタ

- 一設置条例の一部改正の件
- 第35 議案第72号 美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件
- 第36 議案第73号 美唄市小麦集出荷調製施設条例の一部改正の件
- 第37 議案第74号 美唄市立婦人ホーム管理条例の全部改正の件
- 第38 議案第75号 美唄市都市公園条例の一部改正の件
- 第39 議案第76号 平成17年度美唄市一般会計補正予算（第3号）
- 第40 議案第77号 平成17年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 第41 議案第78号 平成17年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）
- 第42 議案第79号 平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）

◎出席議員（21名）

議長 岡 正 勝 君
副議長 吉 田 栄 君
1 番 吉 岡 文 子 君
2 番 広 島 雄 偉 君
3 番 五十嵐 聡 君
4 番 白 木 優 志 君
5 番 小 関 勝 教 君
7 番 土 井 敏 興 君
8 番 谷 内 八重子 君
9 番 長谷川 吉 春 君
10番 米 田 良 克 君
11番 古 関 充 康 君
12番 矢 部 正 義 君
13番 谷 村 孝 一 君
14番 川 本 政 芳 君

15番 内馬場 克 康 君
16番 本 郷 幸 治 君
18番 紫 藤 政 則 君
19番 荘 司 光 雄 君
20番 林 国 夫 君
21番 中 西 勇 夫 君

◎欠席議員（1名）

6 番 福 庄 計 夫 君

◎出席説明員

市長 桜 井 道 夫 君
助 役 佐 藤 昭 雄 君
総務部長 板 東 知 文 君
市民部長 三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安 田 昌 彰 君
経済部長 酒 巻 進 君
建設部長 藤 井 雄 一 君
水道部長 加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長

吉 田 讓 君
消防長 佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長 市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長 阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長 天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長

熊 野 宗 男 君

選挙管理委員会事務局長

大 道 良 裕 君

農業委員会会長 佐藤博道君
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 川村英昭君
監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
次長 和田友子君
総務係長 濱砂邦昭君

午前10時10分 開会

●議長長岡正勝君 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第3回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 小関勝教議員

7番 土井敏興議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月30日までの18日間とし、うち9月14日及び9月15日、9月17日ないし9月19日、9月22日ないし9月29日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月30日までの18日間とし、うち9月14日及び9月15日、9月17日ないし9月19日、9月22日ないし9月29日を休会とすることに決定いたしました。

この場合、農業委員会会長から発言を求められておりますので、これを許します。

農業委員会会長。

●農業委員会会長佐藤博道君（登壇） 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

私、7月の農業委員会総会におきまして、農業委員会会長に新任されました佐藤でございます。微力でありますけれども、精いっぱい職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 平成17年第3回市議会定例会における市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

はじめに、6月23日に発生した上水道事故のその後の調査結果と事後処理について申し上げます。

この事故原因は、工事請負業者が西3条北7丁目において側溝整備工事中に雨水枥を設置する際、水道管と交差している既設横断管を取り外す作業において、手掘りによる埋設管の確認行為を行わず、直接機械で掘削し、水道管を破損させたことによるものであります。

この事故に係る市の損害額は、給水用ポリ袋、排水量の損失分、職員の人件費など総額613万円となり、当該業者に対し請求したところであります。

また、赤水が原因で営業補償などを求めている企業等に対しましては、市水道部と工事請負業者が訪問し、事故の経過説明をするとともに、補償内容について、企業等と当該業者の双方で話し合いを進めていくことで了解を頂いているところであります。

事故に係る工事請負業者への処分につきましては、指名審査会において過去の水道事故の事例などを踏まえ検討した結果、今回の水道事故は事前協議内容と異なった施工を行ったことのほか、現場代理人が不在であったことなど工事請負業者側の安全施工に係る管理体制に問題があるものと判断し、8月23日に、文書により嚴重注意をしたところであります。

市民の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことを改めて、おわび申し上げます。

市としましては、今後、事故防止対策として、工事の仕様書に試掘調査の実施を明示するなど安全な施工管理に努めるよう指導の徹底を図るとともに、水道事故対応マニュアルの見直し作業を進めるなど、事故の再発防止に万全を期してまいります。

次に、アスベスト問題について申し上げます。

市におきましては、去る7月25日に、アスベスト対策を円滑に行うため、「美唄市公共施設等アスベスト調査対策委員会」を庁内に設置し、情報の収集に努めるとともに、昭和30年から昭和60年までに建設された公共施設における吹きつけアスベスト及びロックウールの使用の有無とアスベスト等の使用があった場合の大気中の飛散状況やアスベストの含有量の調査を実施しているところであります。

これまでの調査では、中央小学校の西側階段棟の天井裏と体育センターの外壁内部面に、吹きつけアスベストが使用され、また、ごみ処理センター誘引送風機室の天井と壁、し尿処理場の処理棟の天井と壁に吹きつけロックウールの使用が確認されました。

このため、中央小学校については、アスベストの大気浮遊量の調査を実施した結果、飛散はないと確認しましたが、応急的にシートによる囲い込みを実施し、冬休み中にアスベストを除去してまいりたいと考えております。なお、これらの詳細については、児童の保護者にもお知らせしているところであります。

次に、体育センターについては、8月19日から閉館し、アスベストの大気浮遊量の調査

を実施した結果、飛散はないと確認しましたが、安全確保のため、今後の対応策を検討しているところであります。

次に、ごみ処理センターについては、現在使用していない封鎖中の箇所であるため、解体時に処理することといたしました。

次に、し尿処理場については、現在、アスベスト大気浮遊量と含有量の調査中であり、当面、防塵マスクを使用し、業務を行っているところであります。

今後の取組みとしましては、平成8年以前に建設された公共施設まで範囲を広げて調査を行うとともに、民間施設におけるアスベスト等の使用状況についての実態把握に努め、これらの調査結果等を踏まえ、必要な安全対策を講じてまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第6、報告第17号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第22号定期監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第17号ないし報告第22号の以上6件を終わります。

●議長長岡正勝君 次に日程の第12、議案第49号美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件ないし日程の第16、議案第55号美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第49号美唄市給与条例及び美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、平成16年度の人事院勧告に基づき、寒冷地手当について必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第50号美唄市水防協議会条例及び美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例中における法令の引用条項等の規定を整備しようとするものであります。

次は、議案第51号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令がそれぞれ制定され、または公布され、住宅の用途に供される防火対象物、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置が義務づけられ、その設備の設置及び維持に関する基準等を新たに規定しようとするものであります。

次は、議案第54号美唄市ふれあいセンター条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、痴呆の用語が見

直されたことから、条例中の痴呆等を認知症等に改めようとするものであります。

次は、議案第55号美唄市介護サービス事業条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、介護保険施設等の食費及び居住費に係る保険給付の見直しが行われたことにより、本市における介護サービス事業についても同様の見直しを行うほか、条例中における法令の引用条項等の規定を整備しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第49号ないし議案第55号の以上5件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第49号ないし議案第51号の以上3件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第49号ないし議案第51号の以上3件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第54号及び議案第55号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第54号及び議案第55号の以上2件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第49号ないし議案第51号の以上3件は総務委員会に、議案第54号及び議案

第55号の以上2件については民生委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第17、議案第52号契約締結の件ないし日程の第20、議案第57号契約締結の件の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第52号契約締結の件であります。

本件は、美唄市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事の施工について公募型指名競争入札を行った結果、議案記載のとおり契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第53号契約締結の件であります。

本件は、美唄市一般廃棄物最終処分場埋立前処理施設建設工事の施工について公募型指名競争入札を行った結果、議案記載のとおり契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第56号契約締結の件であります。

本件は、美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）1工区の施工について指名競争入札を行った結果、議案記載のとおり契約

を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものがあります。

次は、議案第57号契約締結の件であります。

本件は、美唄市改良住宅建替建築主体工事（有為団地B）2工区の施工について指名競争入札を行った結果、議案記載のとおり契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものがあります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第52号ないし議案第57号の以上4件は一括大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第52号ないし議案第57号の以上4件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号ないし議案第57号の以上4件については、21人の委員をもって構成する契約締結に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第52号ないし議案第57号の以上4件については、21人の委員をもって構成する契約締結に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました契約締結に関する審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、広島雄偉議員、五十嵐 聡議員、白木優志議員、小関勝教議員、土井敏興議員、谷内八重子議員、長谷川吉春議員、米田良克議員、古関充康議員、矢部正義議員、谷村孝一議員、川本政芳議員、内馬場克康議員、本郷幸治議員、吉田 栄議員、紫藤政則議員、荘司光雄議員、林 国夫議員、中西勇夫議員、

なお、福庄計夫議員につきましては、本会期中欠席届が提出されておりますので、以上20人の議員を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人の議員を契約締結に関する審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 ただいま契約締結に関する審査特別委員会に、この契約締結の件4本が付託をされたわけではありますが、今後この特別委員会の審査に入るわけであります。

特別委員会の審査は、正副委員長が選出をされ、その委員長のもとで審査が行われるわけございまして、私がこれから申し上げる議事進行にかかわる発言というものも果たして妥当性があるのかどうなのか、少しく疑問があるところございしますが、以下の理由によりまして、議長において今後議事整理上特別委員会の審査にかかわる指導部分も含めてひとつよろしく願いをしないと、こういう趣旨でお願いをしたいと思います。

その内容は、1つには、この特別委員会の審査が1日ということで限られているということ。それから、その限られた日程の中でございしますが、ご案内のとおり市民から寄せられたこの4本の契約にかかわる談合情報の問題、これらの問題等が新聞報道され、また私ども議員にも封書でその情報が寄せられているという事実もございまして、極めて市民の皆さんの関心事が高い、あわせて議会としてこの問題に関して議会の責めをしっかりと負わなければならないという重大な責務があるというふうに考えております。これは、事実があったかなかったかというような、そういうものを前提にした議論ではなくて、具体的に審査の過程の中で私ども責めを負わなければならない、いわば注目をされている、そういう議案であろうと、こいうふうに思います。

そんな視点からしましても、実はこの契約にかかわる具体的な契約の作業、そして行うに当たっての根拠、どのように指名業者が選任をされ、指名され、そして落札がどのような状況の中で行われたか、入札結果がどうであったか、これらについて事前に私ども資料として、できることでしたらその内容につい

て把握をした上で審査に臨みたいと。前段申し上げましたように、異例ではございますけれども、そういった全体の共通の情報量の中で進めていかなければならない問題でないだろうかということで、議長によりしく願いをしたいという趣旨でございます。

議会運営委員会でも議論ありましたけれども、10月1日から条例を施行しなければならないという議案もありまして、この9月末の会期、これについても一定の制約がある中でございしますから、いたずらに会期を延ばしたりということがなかなかできない、そういう1つの状況にあることも事実でありますし、付託された1日の特別委員会の審査をより中身のあるものに、充実したものにする意味でもその辺ぜひお取り計らいをよろしく願いしたいと、そういう趣旨で申し上げましたので、議長の議事整理上の権限でご配慮方をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

●議長長岡正勝君 ただいまの紫藤議員の議事進行発言整理のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前11時29分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの紫藤議員の議事進行発言の整理結果について申し上げます。

議長といたしましては、契約締結に関する審査特別委員会審査に必要という観点から議事進行発言の資料につきましては、議長において措置をし、契約締結に関する審査特別委

員会に申し送りをいたしたいと思います。

●議長長岡正勝君 次に日程の第21、議案第58号美唄市行政手続条例の一部改正の件ないし日程の第38、議案第75号美唄市都市公園条例の一部改正の件の以上18件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第58号美唄市行政手続条例の一部改正の件であります。

本件は、指定管理者が美唄市行政手続条例第13条の規定により不利益処分をしようとする場合の手続に関しては、行政運営の公正の確保と透明性を維持する観点から市の機関が一元的に行うこととするため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第59号アルテピアッツァ 美唄設置条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、アルテピアッツァ美唄を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するとともに、アルテピアッツァ美唄を指定管理者に管理を行わせる場合には、アルテピアッツァ美唄の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第60号美唄市営温水プール条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規

定に基づき、温水プールを指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するとともに、温水プールを指定管理者に管理を行わせる場合には、温水プールの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第61号美唄市共同浴場設置条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、共同浴場を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するとともに、共同浴場を指定管理者に管理を行わせる場合には、共同浴場の入浴料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第62号美唄市火葬場条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、火葬場を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第63号美唄市ごみ処理センター設置条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、ごみ処理センターを指定管理者に管理を行わせる場合の規定を設けるため、条例の全部改正をしようとするものであります。

次は、議案第64号美唄市立し尿処理場設置条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、し尿処理場を指定管理者に管理

を行わせる場合の規定を設けるため、条例の全部改正をしようとするものであります。

次は、議案第65号美唄市立生活館条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、生活館を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するとともに、生活館を指定管理者に管理を行わせる場合には、生活館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第66号美唄市地域福祉会館条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、地域福祉会館を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第67号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、へき地保育所を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第68号美唄市東地区生活支援センター条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、東地区生活支援センターを指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第69号ピパオイの里プラザ条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規

定に基づき、ピパオイの里プラザを指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するとともに、ピパオイの里プラザを指定管理者に管理を行わせる場合には、ピパオイの里プラザの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第70号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、交流拠点施設を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第71号美唄市営農改善センター設置条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、営農改善センターを指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第72号美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、米穀乾燥調製処理施設を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第73号美唄市小麦集出荷調製施設条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、小麦集出荷調製施設を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであ

ります。

次は、議案第74号美唄市立婦人ホーム管理条例の全部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、婦人ホームを指定管理者に管理を行わせる場合の規定を設けるため、条例の全部改正をしようとするものであります。

次は、議案第75号美唄市都市公園条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公園を指定管理者に管理を行わせる場合の規定を新たに追加するため必要な改正をしようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第58号ないし議案第75号の以上18件は一括大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第58号ないし議案第75号の以上18件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第58号ないし議案第75号の以上18件については、11人の委員をもって構成する指定管理者制度審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第58号ないし議案第75号の以上18件については、11人の委員をもって構成する指定管理者制度審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました指定管理者制度審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

白木優志議員、小関勝教議員、
土井敏興議員、長谷川吉春議員、
米田良克議員、古関充康議員、
川本政芳議員、内馬場克康議員、
本郷幸治議員、紫藤政則議員、
荘司光雄議員、

の以上11人の議員を指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を指定管理者制度審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第39、議案第76号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第3号）ないし日程の第42、議案第79号平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程さ

れました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第76号平成17年度美唄市一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算について、補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、

総務費には、基金への積立金を、

民生費には、介護サービス業者の負担軽減等に要する経費を、

衛生費には、健康づくり及び保健予防に要する経費を、

農林費には、農業の振興に要する経費を、

諸支出金には、介護保険会計に対する繰出金を、

一方、歳入につきましては、

国庫支出金、道支出金及び繰越金を増額補正し、財源対応いたしました。

次は、議案第77号平成17年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）であります。

本件は、歳入歳出予算について、補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、

基金積立金に、美唄市国民健康保険支払準備基金に要する経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、繰越金を増額補正し、財源対応いたしました。

次は、議案第78号平成17年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）であります。

本件は、歳入歳出予算について、補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、

諸支出金に、過年度精算金を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、支払基金交付金及び国庫支出金を増額補正し、財源対応いたしました。

次は、議案第79号平成17年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、歳入歳出予算について、補正しようとするもので、補正内容について、歳出から申し上げますと、

保険給付費には、給付制度の改正などが行われたことから、介護サービスの給付に要する経費の減額を計上いたしました。

一方、歳入については、歳出計上額に対応する減額補正をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第76号ないし議案第79号の以上4件は一括大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第76号ないし議案第79号の以上4件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号ないし議案第79号の以上4件については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第76号ないし議案第79号の以上4件については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、土井敏興議員、
米田良克議員、古関充康議員、
矢部正義議員、谷村孝一議員、
川本政芳議員、内馬場克康議員、
本郷幸治議員、吉田 栄議員、
中西勇夫議員、

の以上11人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時46分 散会